

令和5年度「ふるさと福祉助成」 応募要項

1 趣旨

陸前高田市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、「じぶんの町を良くする活動」を応援することを目的に誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住民自らが参画し活動する地域づくり・福祉のまちづくりを推進する事業に対し公募型助成を行います。

この福祉助成をとおして、地域の力が高まり、活動が活発化されることで、じぶんの町に寄せられた募金が、地域で取り込まれる活動の支援に役立っていることの理解を促進し、共同募金の協力へつなげることで、「助成と寄付の循環」を推進するものです。

2 実施主体

社会福祉法人陸前高田市社会福祉協議会

3 応募対象団体

(1) 対象団体

- ① 市内に拠点を置き、住民の福祉向上等を目的に活動する民間団体、ボランティア団体、グループであること。
- ② 団体（町内会・自治会を含む）は、住民5名以上で構成されていること。
- ③ 公益的な活動を基本とし、営利を目的としていないこと。
- ④ 定款、会則等が整備されていること。

※ いずれの団体も共同募金の趣旨を理解し、運動に積極的に参加・推進する団体で、令和5年度に街頭募金等の募金活動に協力できる団体であること。

(2) 対象活動

市内で福祉団体等が行う高齢者、障がい者、児童等の福祉向上、地域課題の解決、支え合い等を目的とした自主的・積極的な活動に資する事業であり、助成を受けることにより、効果を十分に発揮できる事業であること。

ただし、行政等からの補助、他民間団体からの資金援助のある事業は、特別な場合を除き、原則として助成対象としない。

4 事業の実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに実施する事業

5 対象経費

(1) 対象経費の例

項目	対象となる経費
諸謝金	・ 専門的な技能、知識を有する指導者、講師に対する謝金 ※社会通念上の相当額であること（申請団体に所属する会員等を除く）
旅費	・ 講師の交通費や宿泊費（申請団体に所属する会員等を除く） ※実費を上限とする
消耗品費	・ 事業に要する消耗品（コピー用紙、封筒、文房具など）

食料費	・講師の弁当、お茶代（外部講師に限り1人1,000円以内）
印刷製本費	・事業に要する印刷費（チラシ、ポスター、コピー代など）
通信運搬費	・事業に要する郵券代、メール便代
保険料	・参加者、スタッフに対する保険料など
手数料	・振込手数料など
使用料及び賃借料	・会場使用料、物品使用料、各種リース代など
備品費	・高齢者（地域住民の交流を促進するためのもの）、障がい者、児童等の日常生活を支援し地域福祉活動のために必要な備品とし、過去3年間に同一の内容での申請がないもの。
材料費	・作業にかかる原材料費
その他	・上記以外で事業の実施に必要であると会長が認められるもの

（2）助成対象とならない経費の例

- ① 国、県、市の公的資金（委託金、補助金、助成金、交付金）等が主たる財源となっている事業及び活動に必要な機器等
- ② 団体・グループの運営費、人件費（講師謝金は除く）
- ③ 弁当代、アルコール、茶菓代等、参加費などの自己財源で賄うべき飲食費
- ④ 団体の会員、構成委員同士のみで親睦を目的とした事業の経費
- ⑤ チャリティイベントの開催経費、演芸会等の出演料、謝礼
- ⑥ 宿泊を伴う事業
- ⑦ 個人へ配布することを目的としたお土産、金券、景品代、ユニフォーム代など
- ⑧ 個人から借用した車両や機器等に対する謝礼
- ⑨ 領収書がないもの、また領収書の発行元が応募団体、個人名義のもの

6 助成額

1団体につき総事業費の90%以内で8万円を上限とする。（千円未満切り捨て）

7 申請受付期間

令和4年10月20日（木）から11月30日（水）まで

8 応募方法

「応募申請書（様式1-1）」及び「事業計画書（様式1-2）」に次の必要書類を添えて本会へ提出する。

- （1）団体の活動がわかる資料（総会資料、会報、チラシ、パンフレット等）
- （2）会員名簿及び団体の通帳の写し（口座名義の読み仮名がわかるページ）
- （3）購入物品のカタログ、機器、備品の購入に係る見積書
※地域活性化の観点から出来る限り地元の商店を利用すること。
- （4）その他、会長が特に必要とする関係書類

9 審査及び決定

陸前高田市共同募金委員会「審査委員会」の審査を尊重し、陸前高田市社会福祉協議会で決定する。

10 助成金の交付

助成金は前払いとし、助成決定通知後に団体名義の預貯金口座へ送金する。

11 事業内容の変更及び取消等

助成決定後にやむを得ない事情により、事業内容を変更（助成金使途変更を含む）する場合は「事業計画変更申請書（様式 2）」を本会へ提出し、本会の承認を受けなければならない。

なお、次に掲げる事項に該当するときには、助成決定を取消し、助成金の全部または一部を本会へ返還しなければならない。

- (1) 助成金を指定事業の使途以外に使用したとき
- (2) 指定事業の遂行が困難になった時
- (3) 指定事業を中止したとき
- (4) 指定事業内容の変更の承認を受けずに事業実施したとき
- (5) 指定事業実施年度内に実施しなかったとき（決定前に事業に着手したときを含む）
- (6) 助成金の余剰金が生じたとき

12 事業報告書の提出

助成金の交付を受けた団体は、事業終了後 1 ヶ月以内に「完了報告書（様式 3）」を本会に提出すること。

13 応募・問い合わせ先

社会福祉法人陸前高田市社会福祉協議会
〒029-2205 陸前高田市高田町字太田 511 番地
電話 0192-54-5150 FAX 0192-54-4775